

三権分立

現代社会

憲法

政治

経済

国際社会

これから

今日の問い

国の権力を三つに分けると、どんな良いことがあるのだろう。

読み終えたら、最後の「問いへの答え」を見る前に、自分の言葉で答えてみよう。

1 三権分立のしくみ

三つの権力

さんけんぶんりつ
三権分立

国の権力を三つに分けるしくみ。

りっぽうけん
立法権

法律をつくる権限。国会がもつ。

モンテスキュー

『法の精神』で三権分立を唱えたフランスの思想家。

一つの機関に権力が集まると、国民の自由が侵されるおそれがある。そこで、国の権力を**立法権・行政権・司法権**の三つに分け、それぞれ別の機関にもたせるしくみがとられている。これを**三権分立**という。18世紀のフランスの思想家**モンテスキュー**が、著書『法の精神』で唱えた考えである。

日本国憲法では、立法権は**国会**、行政権は**内閣**、司法権は**裁判所**がもつ。国会は法律をつくり、内閣は法律にもとづいて政治を行い、裁判所は法律にもとづいて争いを裁く。三つの機関が仕事を分け、たがいに見はることで、権力の行きすぎをふせぎ、国民の自由と権利を守っている。もし三つの権力が一人や一つの機関に集まると、独裁になりやすい。歴史上、国王が権力を独占した時代への反省から生まれた考えでもある。

機関	もつ権力	主な仕事
国会	立法権	法律をつくる
内閣	行政権	法律にもとづいて政治を行う
裁判所	司法権	法律にもとづいて争いを裁く

2 抑制と均衡・違憲審査権

たがいに抑制

よくせいときんこう
抑制と均衡

三つの機関がたがいに権力をおさえ合うこと。

いけんしんさけん
違憲審査権

法律などが憲法に反しないかを調べる権限。

けんぽうのばんにん
憲法の番人

違憲審査の最終判断をする最高裁判所のこと。

三つの機関は、仕事を分けるだけでなく、たがいに権力をおさえ合って、つり合いを保っている。これを**抑制と均衡**(チェック・アンド・バランス)という。たとえば衆議院は**内閣不信任**の決議で内閣に、国会は弾劾裁判で裁判官に、それぞれ働きかけられる。内閣は衆議院の**解散**を決められ、最高裁判所長官を指名できる。

裁判所は、国会がつくった法律や、内閣の出す命令・処分が憲法に違反していないかを審査できる。これを**違憲審査権**(法令審査権)といい、すべての裁判所がもつ。最終的な判断をする最高裁判所は**終審裁判所**であり、**憲法の番人**とよばれる。国民も、選挙や国民審査、世論によって三つの機関を見はっている。

問いへの答え

国の権力を立法・行政・司法の三つに分け、国会・内閣・裁判所にもたせるのが三権分立である。三つの機関は、内閣不信任の決議や衆議院の解散、違憲審査権などでたがいに抑制し合って均衡を保つため、権力の行きすぎをふせぎ、国民の自由や権利を守ることができる。

次は ノート で、下線に語句を書きながら確かめよう →

